

11月21日(日)は

鳥取市議会議員増員選挙の投票日です

この選挙は、任期を現鳥取市議会議員と同じく平成十八年十二月十六日までとし、旧町村単位で選挙区を設けて、新たに市議会議員を選出するものです。

投票時間は、午前七時から午後八時までです。(一部の投票所では閉所時間が異なりますので、投票所入場券記載の投票時間をご確認ください。)



投票できる人

投票できる人は、次のいずれの条件も満たす人です。

- ▽昭和五十九年十一月二十二日以前に生まれた人
- ▽十一月二日時点で旧町村区域に住民登録がある人
- ▽十一月十三日現在で新鳥取市に引き続き三カ月以上住民登録がある人(合併前の9市町村および合併後の新鳥取市内を異動した場合は、その期間を通算します。)

投票所入場券

投票所入場券は、一人世帯はハガキ、二人以上の世帯は封書で郵送します

投票は投票所入場券記載の投票所で行ってください。入場券を紛失したり、持参するのを忘れても、選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。投票所で

その旨を申し出てください。

期日前投票

投票日に仕事・旅行・レジャーなどのため投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。投票所入場券をお持ちください。印鑑は不要です。

不在者投票

とき 11月15日(月)～20日(土) 午前8時30分～午後8時(土曜日と同じ)ところ
▽投票所入場券記載の選挙区の総合支所(ただし、用瀬選挙区は用瀬町民会館となります。)/選挙区内の選挙人のみ投票できます。
▽鳥取市福祉文化会館3階会議室/全選挙区の選挙人が投票できます。

不在者投票の指定を受けて

いる病院・施設などに入院・入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。

不在者投票のできる期間(期日前投票と同じ)および投票日当日に、市外に滞在のため投票所へ行くことができない人は、不在者投票の期間中、鳥取市選挙管理委員会へ請求することにより、滞在地の選挙管理委員会ですら投票をすることができます。(選挙管理委員会の業務時間内)

郵便投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人が、十一月十七日(水)までに鳥取市選挙管理委員会へ請求することにより、自宅で郵便投票をすることができます。対象となる障害は次のとおりです。

- 身体障害者手帳の交付を受けている人
- ▽両下肢、体幹、移動機能(1・2級)
- ▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1・3級)
- ▽免疫障害(1・3級)
- 戦傷病者手帳の交付を受け

ている人

▽両下肢、体幹(特別項症)第2項症)

▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(特別項症)第3項症)

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護状態区分(要介護5)

※いずれも自書できる人

郵便投票の代理記載

郵便投票する人で、次のいずれかに該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権がある人に限る)に投票用紙へ記載してもらうことができます。

- ▽身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人
- ▽戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症/第2項症の人

問い合わせ先

- ▽鳥取市選挙管理委員会
- ☎(0857) 20-3386
- ▽各総合支所地域振興課